

シルバー人材センターのご利用について（必ずお読みください）

1. シルバー人材センター（以下「センター」という）は「高齢者等の雇用安定等に関する法律」に基づき設立された公益法人であり、営利を目的とした事業者ではありません。
2. センターは、市町内在住の 60 歳以上の健康で働く意欲のある高齢者による会員組織で、高齢者にふさわしい仕事を請負または委任契約により引き受け、会員が臨時的かつ短期的な就業または軽易な業務を就業することで、高齢者の生きがいの充実と地域社会への貢献を目的とした団体です。センターとご契約者との間で請負または委任契約を結びますので、ご契約者と会員との間には雇用関係はなく、会員はご契約者の指揮・命令は受けないこととなりますのでご注意ください。

※ご契約者の指揮命令を受けて就業する仕事や、社員と混在して就業する仕事など請負や委任になじまない仕事については、臨時的かつ短期的な労働者派遣事業や雇用による有料職業紹介も行っていますのでお気軽にお問い合わせください。

3. センターをご利用いただく場合は、次の事項にご留意の上ご依頼ください。
 - ① ご依頼をいただいてから、会員個々に就業の可否を確認いたしますので、ご返答までの時間的な猶予をいただくことがあります。お急ぎの場合は返答期限を事前にお申し出ください。
 - ② ご依頼の仕事内容や就業条件等によっては、条件に適合する会員がいない場合など、お仕事をお請けできない場合もありますのでその際はご容赦いただきますようお願い致します。
 - ③ センターのしくみ（請負・委任契約）により、会員には労働者災害補償保険（いわゆる労災保険）が適用されないため、危険な作業（高所・金属加工作業など）や公益法人として法令や公序良俗に反する仕事、また賠償金額が高額となる恐れがある作業等はお請けすることが出来ません。
 - ④ 請負・委任契約の場合、会員には労災保険が適用されませんが、会員はこれに代わるものとして「団体傷害保険」に加入します。この保険料はセンターが負担しますのでご契約者の新たなご負担は発生しません。しかし万が一、会員が就業中あるいは就業先との往復途上でケガをした場合は、お手数ですが速やかにセンターまでご連絡いただきますようお願い致します。
 - ⑤ 法令により、センターは会員に臨時的かつ短期的な就業を提供することになっているため、契約期間が長期間にわたる場合は、会員 1 人あたりの就業はおおむね週 20 時間までとさせていただきます。この範囲を超える場合の就業には、複数会員によるローテーションで対応させていただきます。
 - ⑥ 会員とご契約者とは雇用関係がありませんので、会員は契約内容（就業依頼内容）外の仕事に従事することができません。ご契約期間中に仕事内容の変更や追加等が発生した場合は、必ずセンターを通じて契約内容を変更していただくこととなります。なおその際は内容によりご契約金額が変更になる場合があります。

- ⑦ センターをご利用いただく際の契約金の内訳は、会員の作業報酬（配分金という）、実費額の経費（材料費や交通費や処分費等）、事務費（配分金合計額の9%）となっております、公益法人という性格柄、地域における類似作業の対価の著しい低下を招かないよう義務付けられていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。また契約金の見積等が必要な場合は事前にお申しつけ下さい。
- 現在当センターでは作業報酬（配分金）の時間単価は長野県の最低賃金以上でお願いしております。また契約期間中でも最低賃金に変更があります場合は随時変更させていただきますのでご理解をお願い致します。
- ⑧ 契約金の請求・受領に関する事務は、センターが行うこととなっておりますので会員に契約金を直接支払わないようにお願いします。
- ⑨ センターから会員への報酬の支払いは「月末締切の翌月 25 日の支払」となっていますので、センターが会員への報酬を立て替えなければならない場合や、ご契約者が小諸北佐久地域外の場合は、債権の管理の都合により前払いをお願いする場合があります。
- ⑩ センターは、就業中の万が一に備えて賠償責任保険に加入していますが、この保険の補償範囲内においてのみ賠償責任を負いますので、賠償責任範囲や内容につきましてはご契約時に担当者にご確認ください。
- ⑪ 会員とご契約者とは雇用関係が成立しませんので、ご契約金は人件費ではなく、委託費・外注費として経理処理をしていただくこととなります。また消費税は内税です。

(公社)小諸北佐久シルバー人材センター (R1.11)